平成２４年（フ）第１４４００号
東京都杉並区和泉３丁目58―15―404
債務者　宇都宮真吾
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４１１号
東京都町田市山崎町457　都営山崎町第２アパート２―101
債務者　岡野　秀雄
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４１４号
神奈川県横浜市磯子区田中２丁目４―45―102
債務者　高木　　亮
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４１５号
神奈川県横浜市磯子区田中２丁目４―45―102
債務者　高木　妙子
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４１６号
東京都世田谷区太子堂２丁目10―９―105
債務者　西村　彩野
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４１７号
神奈川県足柄下郡箱根町湯本211―１―713
債務者　若梅　　武
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４２０号
東京都豊島区南大塚３丁目37―５―407
債務者　マウラ　ジャフリーこと　ジャフリー　マウラ
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４２２号
東京都日野市多摩平５丁目12―29
債務者　林　　真理
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４２３号
東京都大田区蒲田本町２丁目６―11―203
債務者　井上　清子（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４３９号
東京都中野区野方２丁目18―７―106
債務者　佐藤　裕明
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４４４号
東京都八王子市八木町４―３―307
債務者　佐藤　高子
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４４５号
埼玉県八潮市大字南川崎763―１
債務者　笠井　和博
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４４６号
東京都三鷹市大沢６丁目２―19―105
債務者　及川　雅勝
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４４７号
東京都江東区亀戸１丁目６―２―907
債務者　柳川　佳子
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４５０号
東京都葛飾区宝町２丁目38―20　第二フラワーパレス403
債務者　佐藤　和則
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４５４号
東京都練馬区南大泉２丁目15―23―102
債務者　長谷川善己
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部